

## よこはまウォーキングポイント事業実施要綱

制 定 平成 26 年 8 月 20 日 健保事第 1631 号（局長決裁）  
最近改正 令和 5 年 3 月 24 日 健保事第 3956 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、歩数計及びスマートフォン歩数計アプリ（以下「スマホアプリ」という。）によって計測された歩数に応じてポイントが付与され、当該付与されたポイントを物品の交換等に活用できることによって、市民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことを推進する、よこはまウォーキングポイント事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### （共同事業者）

第 2 条 本事業は、横浜市（以下「市」という。）と、よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会において選定された事業者（以下「共同事業者」という。）が、共同で実施するものとする。

2 共同の内容については、基本協定及び協働契約に基づくものとする。

### （対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）市の区域内に住所を有する者（以下「横浜市民」という。）で、かつ、18 歳以上の者。

（2）市内に所在する法人組織の事業所のうち、本事業に参加意思のある事業所（以下「事業所」という。）に所属する従業員（以下「横浜市在勤者」という。）または学生（以下「横浜市在学者」という。）等で、かつ、原則 18 歳以上の者。

2 スマホアプリで本事業に参加する場合は、前項に該当しない者で、その他、市が認める者も参加することができるものとする。ただし、ポイントの活用はできない。

### （参加の申込）

第 4 条 前条第 1 項に掲げる者のうち、歩数の計測手段として歩数計を選択して本事業への参加を希望する者は、次のとおり参加の申込を行うものとする。

（1）前条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち、本事業への参加を希望する者は、よこはまウォーキングポイント事業参加申込書（第 1 号様式）及び本人確認書類の写しを市に提出するものとする。ただし、市が指定する窓口で本人確認書類を提示した者、又は市が別の方法により本人確認を行う者は、その写しの提出を省略することができる。

（2）前条第 1 項第 2 号に掲げる者については、事業所の申し込み手続き以降、本人からの参加申し込みを受け付けるものとする。この場合、本事業への参加を希望する者は、よこはまウォーキングポイント事業参加申込書（第 1 号様式）及び本人確認書類の写しを市又は事業所に提出するものとする。事業所に申込書が提出された場合は、事業所は、当該申込書及び本人確認書類の写しをまとめて市に提出することができる。

なお、市が別の方法により本人確認をした者は、その写しの提出を省略することができる。

また、市が認めた場合は、よこはまウォーキングポイント事業参加申込書（第 1 号様式）をデータ提出できるものとする。

（3）前条第 1 項に掲げる者のうち、第 1 号及び第 2 号の両号に該当する者の参加

申込は、いずれか一方によるものとする。

- 2 前項に定める参加申込は、本事業ホームページからの申込もできるものとし、申込情報の送信をもって、よこはまウォーキングポイント事業参加申込書（第1号様式）を提出したものとみなす。
- 3 前条第1項及び第2項に掲げる者のうち、歩数の計測手段としてスマホアプリを選択して本事業への参加を希望する者は、アプリ上で参加申込を行うものとする。アプリ上での参加申込は、アプリからの申込情報送信をもって、申込とみなす。

（参加者の決定）

- 第5条 市は、歩数の計測手段として歩数計を選択して本事業への参加を希望する者から、前条に基づく参加申込書を受け付けたときは、当該参加申込者の資格要件を確認し、歩数計を配付する。参加者の決定は、参加申込者の歩数計受領をもって決定とする。
- 2 市は、歩数の計測手段としてスマホアプリを選択して本事業への参加を希望する者から、アプリから申込情報が送信されたときは、市の参加登録手続き完了をもって、参加者の決定とする。

（参加者の負担）

- 第6条 参加者は、参加に係る経費の一部を負担するものとする。ただし、健康福祉局長が認めた場合は、この限りではない。

（歩数計の管理）

- 第7条 市が配付した歩数計の所有権は、歩数計の受領とともに参加者に帰属するものとし、参加者は善良な管理のもと歩数計を取り扱うものとする。

（歩数計の再配付）

- 第8条 市が配付した歩数計の再配付は原則として行わない。ただし、健康福祉局長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（譲渡の禁止）

- 第9条 参加者は、市が配付した歩数計を第三者に譲渡してはならない。
- 2 市が配付した歩数計の譲渡等が発覚した時は、市はその参加者の参加登録を抹消することができる。

（ポイントの付与）

- 第10条 本事業におけるポイントは、市が指定した歩数計やスマホアプリで計測された歩数に応じて参加者に付与するものとする。歩数に応じて付与するポイントは、別表1に定めるとおりとする。
- 2 ポイントは、市が指定した歩数計で計測された歩数を、市内各所に設置された専用リーダーで読み込んだ者及びスマホアプリから歩数をデータ送信した者に付与する。
  - 3 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与及び譲渡してはならない。
  - 4 本事業の推進に必要な場合、歩数以外の事由に応じて参加者にポイントを付与する場合があるものとする。詳細については、別に定める。

（ポイントの活用）

- 第11条 本事業において参加者が獲得したポイントの活用については、別に定める。

(物品等の提供)

第12条 第10条及び第11条の規定に関わらず、本事業の推進に必要な場合、歩数や健康行動に応じて、ポイントの交換によらず物品等を参加者に提供することができる。詳細については、別に定める。

(市による登録変更及び抹消)

第13条 市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加登録を変更または抹消することができる。

- (1) 参加者から退会の申請があった場合
  - (2) 第3条第1項第1号に掲げる者のうち、市外転出や死亡等により、横浜市民ではなくなった場合
  - (3) 第3条第1項第2号に掲げる者のうち、市外転勤や退職、死亡等により、横浜市在勤者または横浜市在学者等ではなくなった場合
  - (4) 第3条第1項第2号に掲げる者のうち、事業所が本事業への参加を辞退した場合
  - (5) 1年以上(スマホアプリについては100日以上)継続して、本事業のサービスを利用しなかった場合
  - (6) その他、虚偽の申告等により健康福祉局長が必要と認めたもの
- 2 市は、第9条第2項及び前項に基づき参加登録を抹消するときには、やむを得ない事情がある場合を除き、当該参加者に事前にその旨を通知するものとする。

(参加者による登録変更)

第14条 軽易な登録内容の変更は参加者が行うものとする。

(秘密及び参加者情報の取扱い)

第15条 本事業で収集した個人情報を含む参加者の情報及びデータは「参加者情報」とし、すべて市に帰属するものとする。

- 2 本事業で収集した参加者情報は、市の監督のもと、共同事業者及び市が委託した事業者が管理する。
- 3 共同事業者は、本事業で収集した参加者情報の管理に当たっては、市の求めるセキュリティ基準に基づいて、そのセキュリティ保護を行わなければならない。
- 4 市、共同事業者及び市又は共同事業者が委託した者は、市の監督のもと本事業から得た参加者情報を個人が特定できない形で統計・分析等に利用することができる。
- 5 市及び共同事業者は、収集した参加者情報を本事業の目的以外に使用することはできない。ただし、横浜市、横浜市と協定・覚書を締結した者及び横浜市が委託した者は、本事業から得た参加者情報を他の個人情報と結び付け、本事業及び保健医療福祉施策の評価及び企画のための分析・研究を実施することができる。
- 6 市及び共同事業者は、本事業に係る履行過程で知り得た秘密及び参加者情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。この事業が終了した後も同様とする。ただし、市又は共同事業者が司法手続き又は法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 7 共同事業者は、市の「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び「個人情報取扱特記事項」等を遵守しなければならない。

(事業の所管)

第16条 本事業の市の所管は健康福祉局地域福祉保健部健康推進課とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(申込書様式の特例)

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定により現に作成されている様式書類は、なお当分の間、必要に応じて修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

(申込書様式の特例)

2 この要綱の改正前に規定している様式書類は、引き続き使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(申込書様式の特例)

2 この要綱の改正前に規定している様式書類は、引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別表1】

1日の歩数	付与ポイント
1,000歩未満	0ポイント
1,000歩から2,000歩未満	1ポイント
2,000歩から3,000歩未満	2ポイント
3,000歩から4,000歩未満	3ポイント
4,000歩から5,000歩未満	4ポイント
5,000歩から6,000歩未満	5ポイント
6,000歩から7,000歩未満	6ポイント
7,000歩から8,000歩未満	7ポイント
8,000歩から9,000歩未満	8ポイント
9,000歩から10,000歩未満	9ポイント
10,000歩以上	10ポイント(注)

(注) 1日に付与される最大ポイントは10ポイントとする。